第3章　地域生活支援事業の見込量

地域生活支援事業は、市町村及び都道府県が主体となり、地域の実情や利用者の状況等に応じて実施する事業です。生活上の相談、日常生活用具の給付、移動支援事業など、特に日常生活に欠かせないサービスは「必須事業」として実施することとされています。一方で、市町村及び都道府県の判断により、障がいのある人の自立した生活に必要な「任意事業」を実施できるようになっています。

◆必須事業◆

（１）理解促進研修・啓発事業
（２）自発的活動支援事業
（３）相談支援事業
（４）成年後見制度利用支援事業
（５）意思疎通支援事業
（６）日常生活用具給付等事業
（７）手話奉仕員養成・研修事業
（８）移動支援事業
（９）地域活動支援センター機能強化事業

◆任意事業◆

（１）その他のサービス
①日中一時支援事業
②訪問入浴サービス事業
③スポーツ・レクリエーション教室等開催事業
④点字・声の広報等発行事業
⑤生活行動訓練事業

1.　必須事業

(1)理解促進研修･啓発事業

〈サービスの内容〉

○地域社会の住民に対して障がいのある人等に対する理解を深めるための研修･啓発事業です。

○障がいのある人が、日常生活を営むうえで生じる「社会的障壁」を除去し、市民の障がいに関する正しい知識と理解が深まるよう、啓発活動を通じて、地域住民へ働きかけます。また障がい者差別の解消に取り組み、合理的配慮の提供の促進を図ります。

(2)自発的活動支援事業

〈サービスの内容〉

○障がいのある人等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がいのある人等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援する事業です。

○障がいのある人が自立した生活を送ることができるよう、障がいのある人やその家族、ボランティア活動団体、地域住民等による自発的な取組を支援します。

(3)相談支援事業

〈サービスの内容〉

障がい者相談支援事業

○障がいのある人の福祉に関する様々な問題について障がいのある人からの相談に応じ、情報の提供や助言等をはじめ障がい福祉サービスの利用支援、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、障がいのある人の権利擁護のために必要な援助などを行う事業です。

基幹相談支援センター等機能強化事業

○総合的な相談に対応するほか、権利擁護（成年後見制度、虐待防止の相談）、人材育成と地域のネットワーク化を図るなど、地域における相談の中核的な役割を担う機関です。相談支援機能の強化のため、専門的職員を配置します。

◆見込み

区分	令和６年度	令和７年度	令和８年度
障がい者相談支援事業			
一般相談支援委託事業所	既存の１か所において継続して運営		
障がい者虐待防止センター	既存の１か所において継続して運営		
地域自立支援協議会	既存の１か所において継続して運営		
成年後見制度利用支援事業	既存の１か所において継続して運営		

区分	令和６年度	令和７年度	令和８年度
基幹相談支援センター等機能強化事業			
基幹相談支援センター	既存の１か所において継続して運営		

(4)成年後見制度利用支援事業

〈サービスの内容〉

○成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がいのある人または精神障がいのある人に対し、申し立てに要する経費及び後見人等の報酬を助成する事業です。

◆見込み

区分	令和６年度	令和７年度	令和８年度
成年後見制度利用支援事業	6 件	8 件	10 件

※年間利用件数

(5)意思疎通支援事業

〈サービスの内容〉

○聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人に、手話通訳等の方法により、障がいのある人とその他の者の意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図る事業です。

◆見込み

区分	令和６年度	令和７年度	令和８年度
専任手話通訳者数	2 人	2 人	2 人
派遣件数※	210 件	220 件	230 件

※年間延べ利用件数

(6)日常生活用具給付等事業

〈サービスの内容〉

○重度障がいのある人等に対し、日常生活用具を給付することによって日常生活の便宜を図る事業です。

具体的な種目	種目の内容
介護・訓練支援用具	障がいのある人の身体介護を支援する用具や障がいのある児童が訓練に用いるいす等の用具
自立生活支援用具	障がいのある人の入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置等の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や盲人用体温計等の障がいのある人の在宅療養等を支援する用具
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭等の障がいのある人等の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具
排泄管理支援用具	ストーマ用装具等の障がいのある人の排泄管理を支援する衛生用品
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	手すりの取付け、床段差の解消等の障がいのある人の移動等を円滑にするための小規模な住宅改修に伴う費用
重度障がい者バリアフリー化支援機器	重度の障がいのある人が日常生活を営むうえでの不便を解消し、自立して生活を営むことを容易にするための機器

◆見込み

区分	令和６年度	令和７年度	令和８年度
介護・訓練支援用具	5 件	5 件	5 件
自立生活支援用具	6 件	6 件	6 件
在宅療養等支援用具	30 件	30 件	30 件
情報・意思疎通支援用具	20 件	20 件	20 件
排泄管理支援用具	1,570 件	1,570 件	1,570 件
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	2 件	2 件	2 件
重度障がい者バリアフリー化支援機器	2 件	2 件	2 件

※年間延べ給付件数

(7)手話奉仕員養成・研修事業

〈サービスの内容〉

○聴覚障がいのある人との交流活動の促進や支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員等を養成する事業です。

◆見込み

区分	令和６年度	令和７年度	令和８年度
手話奉仕員養成・研修事業	20 人	20 人	20 人

※年間受講者数

(8)移動支援事業

〈サービスの内容〉

○一人で外出するのが困難な障がいのある人の余暇活動等の社会参加のために、ガイドヘルパーが移動の支援を行う事業です。

◆見込み

区分		令和６年度	令和７年度	令和８年度
移動支援事業	事業所数	40 か所	40 か所	40 か所
	時間	6,760 時間	6,760 時間	6,760 時間
	利用者数	2,684 人	2,684 人	2,684 人

※委託事業所数、年間延べ利用時間、年間延べ利用者数

(9)地域活動支援センター機能強化事業

〈サービスの内容〉

○障がいのある人の地域生活支援の促進を図ることを目的に、地域活動支援センターにおいて、障がいのある人に対する創作的活動や生産活動等の機会の提供などを行う事業です。

◆見込み

区分	令和６年度	令和７年度	令和８年度
事業所数	2 か所	2 か所	2 か所
利用者数	2,200 人	2,220 人	2,240 人

※委託事業所数、年間延べ利用者数

2. 任意事業

本市が取り組むその他の地域生活支援事業の概要は以下のとおりです。

(1)その他のサービス

①日中一時支援事業

〈サービスの内容〉

○障がいのある人の日中における活動の場を確保し、障がいのある人の家族の就労支援及び障がいのある人を日常的に介護している家族の一時的な休息を図る事業です。

②訪問入浴サービス事業

〈サービスの内容〉

○地域における身体障がいのある人の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供する事業です。

③スポーツ･レクリエーション教室等開催事業

〈サービスの内容〉

○スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障がいのある人等の体力増強、交流、余暇等に資するため、各種スポーツ・レクリエーション教室や障がい者スポーツ大会等を開催する事業です。

④点字･声の広報等発行事業

〈サービスの内容〉

○文字による情報の入手が困難な視覚障がいのある人に対して、市が発行する広報紙等を点訳・音訳により提供する事業です。

⑤生活行動訓練事業

〈サービスの内容〉

○日常生活に支援を必要とする障がいのある人に対して、自立した生活を送るために必要なスキルや訓練を提供する事業です。

◆見込み

区分	令和６年度	令和７年度	令和８年度
日中一時支援事業	7,891 人	8,062 人	8,233 人
訪問入浴サービス事業	6 人	6 人	6 人
スポーツ・レクリエーション教室等開催事業	710 人	710 人	710 人
点字・声の広報等発行事業	7 人	7 人	7 人
生活行動訓練事業	25 人	25 人	25 人

※年間実利用者数　ただし、日中一時支援事業は年間延べ利用者数、訪問入浴サービス事業については支給決定者数